

(1) 障害者総合支援法・児童福祉法

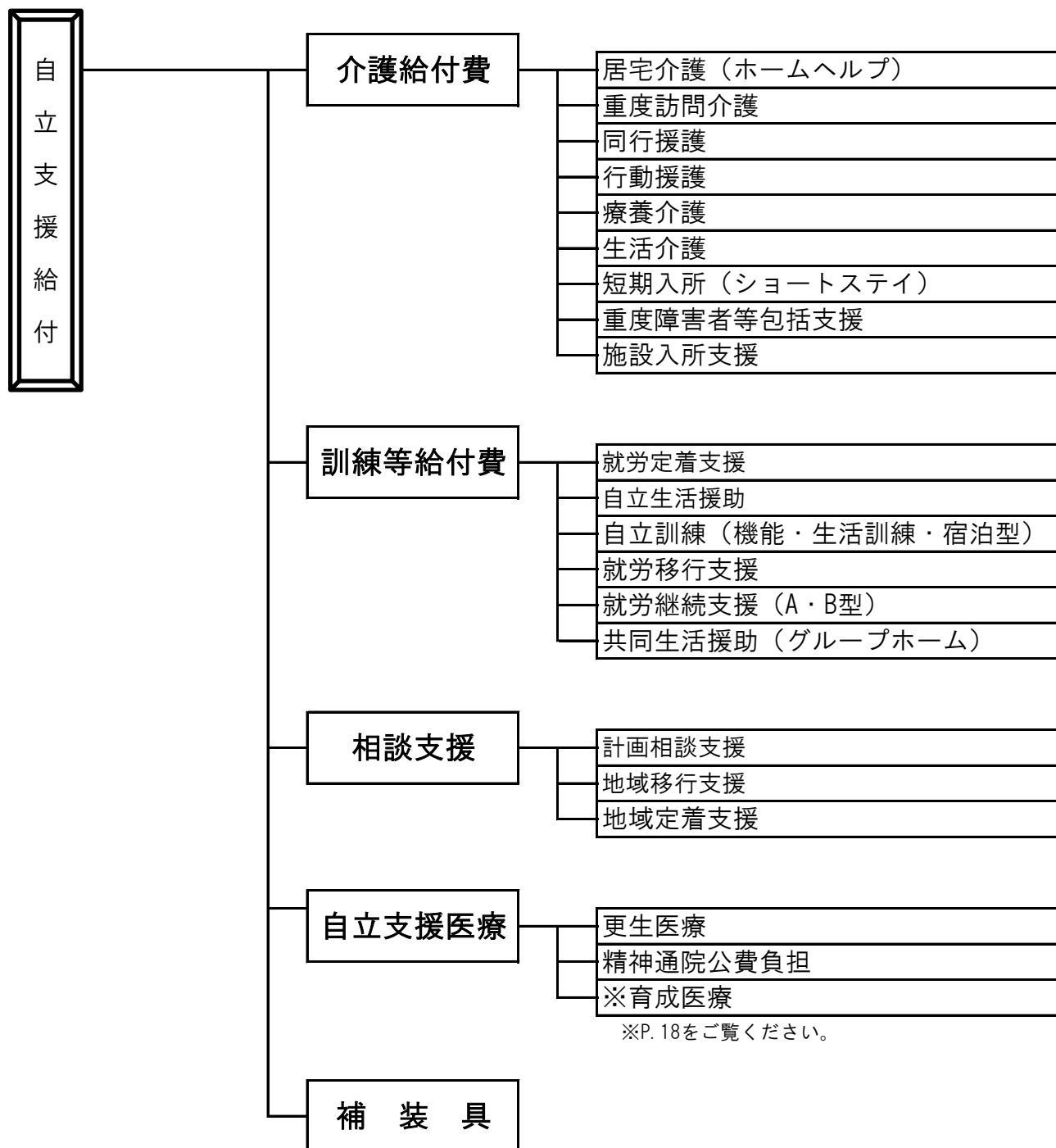
●障害者総合支援法によるサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています。

自立支援給付は全国一律のサービスで、介護給付や訓練等給付からなる障がい福祉サービスと自立支援医療、補装具があります。

地域生活支援事業は、市町村が地域の実情に応じて行うサービスで、相談支援、日常生活用具、移動支援、地域活動支援センターなどがあります。

また、児童福祉法による障がい児を対象としたサービスは、障害児通所支援があり、その中に児童発達支援や放課後等デイサービスなどがあります。

【障害者総合支援法】



※P. 18をご覧ください。

地域生活支援事業

- ①相談支援
- ②日常生活用具給付
- ③移動支援
- ④地域活動支援センター
- ⑤意思疎通支援
- ⑥その他事業
 - ・日中一時・訪問入浴サービス
 - ・自動車改造・手話通訳養成

【児童福祉法】

障がい児支援

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

※対象児：以下のいずれかに該当する18歳までの就学中の方

- ・医師の診断書のある方
- ・障がい者手帳を取得している方
- ・特別児童扶養手当対象の方

(2) 自立支援給付

①障がい福祉サービス

●介護給付

介護保険の対象者については、利用したいサービスと同様のものが介護保険にあれば、介護保険サービスが優先となります。

障害支援区分欄の記号 ○：利用可 △：条件つき利用可 ×：利用不可

※条件つき利用可につきましては、障がい福祉課にお尋ねください。

居宅介護 (ホームヘルプ)	区分	対象となる障害支援区分						
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		×	○	○	○	○	○	○
サービス内容	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。							
重度訪問介護	区分	対象となる障害支援区分						
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		×	×	×	×	△	△	△
サービス内容	重度の肢体不自由者で又は重度の知的障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルプや外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。							
条件	1. 次のいずれにも該当する者 ①二肢以上に麻痺等があること。 ②支援区分認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも支援が不要以外と認定されていること。 2. 次に該当する者 支援区分認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上であること。							
同行援護	区分	対象となる障害支援区分						
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		△	△	△	△	△	△	△
サービス内容	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際に必要なサービスを提供します。							
条件	○同行援護アセスメント調査によって対象となる方 ○身体介護を伴う場合については、障害支援区分2以上の方							

障害支援区分欄の記号 ○：利用可 △：条件つき利用可 ×：利用不可

※条件つき利用可につきましては、障がい福祉課にお尋ねください。

	区分	対象となる障害支援区分						
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		×	×	×	△	△	△	△
行動援護	サービス内容	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする方が対象となります。 行動の際における危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。						
	条件	支援区分認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上あること。						
	区分	対象となる障害支援区分						
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		×	×	×	×	×	△	△
療養介護	サービス内容	医療を必要とする障がい者で、かつ常時介護を必要とする方が対象となります。 主に昼間、病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。						
	条件	○筋ジストロフィー患者または、重症心身障害者であって障害支援区分5以上の方 ○ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸により呼吸管理されている障害支援区分6の方						
	区分	対象となる障害支援区分						
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		×	×	△	○	○	○	○
生活介護	サービス内容	常時介護を必要とする方が対象となります。 主に昼間、障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会などのサービスを提供します。						
	条件	○50歳以上は障害支援区分2以上の方（施設入所の場合は障害支援区分3以上） ○障害支援区分3以上の方（施設入所の場合は障害支援区分4以上）						

●介護給付

介護保険の対象者については、利用したいサービスと同様のものが介護保険にあれば、介護保険サービスが優先となります。

障害支援区分欄の記号 ○：利用可 △：条件つき利用可 ×：利用不可

※条件つき利用可につきましては、障がい福祉課にお尋ねください。

短期入所 (ショートステイ)	区分	対象障害支援となる区分						
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		×	○	○	○	○	○	○
サービス内容	<p>介護者が病気の場合などの理由により、障がい者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。</p> <p>※ 短期入所を利用している重症心身障害児者で、医療スコアが原則10点以上の方は、「在宅重症心身障害児者短期入所支援事業」をご利用いただけます。</p>							
重度障害者等包括支援	区分	対象障害支援となる区分						
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		×	×	×	×	×	×	△
サービス内容	<p>常時介護を必要とする方で、介護の必要な支援が著しく高い方を対象とし、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。</p>							
施設入所支援	区分	対象障害支援となる区分						
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		×	×	×	△	○	○	○
サービス内容	<p>施設入所者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。</p>							
条件	<p>○障害支援区分4以上の方（50歳以上は障害支援区分3以上） ○通所により自立訓練または就労移行支援を受けることが困難な方</p>							

●訓練等給付

介護保険の対象者については、利用したいサービスと同様のものが介護保険にあれば、介護保険サービスが優先となります。

区分		対象障害支援区分					
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
		〔障害支援区分の認定を受けていない方も利用できます。〕					
サービス種類・内容	就労定着支援	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を利用して一般就労した方に対し、就労に伴う生活上の課題を解決するために、一定の期間にわたり、事業所や家族との連絡調整等を行います。					
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した方に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や関係機関との連絡調整等を行います。					
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を提供します。					
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に、定められた期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。 (※65歳以上の方は対象要件があります)					
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な方に働く場の提供や、知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。 A型・・・雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な方 (65歳以上の方は対象要件があります) B型・・・就労経験がある方で一般企業の雇用に結びつかない方や、就労移行支援を利用した結果、B型利用が適当と判断された方					
	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方を対象に、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談その他の日常生活上の援助を提供します。					

●相談支援サービス

困りごとの相談や、サービスを利用する際のサービス等利用計画作成の支援を受けることができます。

長崎県および佐世保市の指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員が相談に応じます。
 ※相談支援専門員とは、相談支援事業所で働く方で、障がいのある方の支援や計画作成について研修を受けた人です。

計画相談支援 (障がい児・者)	対象者	障がい福祉サービスを利用する方で次のような方 ○サービスの利用が初めてでよくわからないなど、サービス事業所を選ぶことが難しい方 ○サービスの利用や日常生活について、継続して相談したい方
	サービス内容	相談支援専門員が困っていることや利用したいサービス、生活の希望や目標などについて話し合い、サービス等利用計画を立てるお手伝いをします。
	手続き	相談支援専門員に計画の作成を依頼してください。サービスをどのように利用するかを記載したサービス等利用計画案を障がい福祉課へ提出します。 ※障がい福祉サービスを利用する全ての方が、サービス等利用計画案を作成する必要があります。
地域移行支援	対象者	障がい者施設入所または精神科病院に入院（概ね1年以上）している方で、地域生活への移行を希望される方
	サービス内容	相談支援専門員などが、地域での生活や活動の希望などをお聞きしながら相談に応じます。具体的には、住む場所等を一緒に探したり、施設や病院から一緒に外出するなどの支援をします。
	利用期間	6カ月以内（地域へ移行できると見込まれる場合は延長もあります。）
地域定着支援	対象者	地域生活を続けるために、特に相談や支援の必要な、次のような方 ○地域で一人暮らしをしていて、緊急時の支援が受けられない方 ○家族と一緒に暮らしていても家族に障がいや病気があり支援を受けられない方 ○病院や施設を出て地域での生活を始めた方や、実家から自立し一人暮らしを始めた方 ※グループホーム・宿泊型自立訓練施設に入居している方は対象になりません。
	サービス内容	相談支援専門員などが常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等必要な支援を行います。
	利用期間	1年以内（必要に応じて延長もあります。）

●障がい児通所支援サービス（児童福祉法）

児童発達支援	対象者	療育が必要な未就学の障がい児
	サービス内容	日常生活における基本的な動作や、知識・技能を教えたり、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	対象者	肢体不自由がある障がい児で理学療法等の機能訓練、または医学的管理の下での支援が必要と認定された児童
	サービス内容	上記の児童発達支援に併せて必要な治療を行います。
放課後等デイサービス	対象者	療育が必要な就学中の障がい児
	サービス内容	放課後または休業日に支援が必要と認められた障がい児で生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	対象者	保育所等に通う障がい児、または今後、保育所等に通う予定の障がい児
	サービス内容	保育所等における集団生活への適応のため、専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	対象者	重度の障がいのため、外出が著しく困難な障がい児
	サービス内容	障がい児の居宅を訪問して、児童発達支援（日常生活における基本的な動作や知識・技能を教える等）を提供します。

②障がい福祉サービスを利用したときにかかる費用

原則として、サービスにかかった費用の1割と施設での食費や光熱水費などの実費を負担することになります。所得に応じて負担上限月額が設定され、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※利用者負担の認定を受けるには、障がい福祉課に申請書の提出が必要です。

●利用者負担の軽減

利用者	ホームヘルプ	通所サービス	グループホーム	施設入所	療養介護サービス
定率負担	利用者負担の負担上限月額認定（所得段階別）※1				医療型個別減免※3
	高額障がい福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）※2				
実費負担		食費の軽減 ※4	家賃の一部 助成※5	補足給付費 ※6 (食費・光熱水費 の負担を軽減)	

※1 世帯収入による利用者負担額

【利用するサービス別の利用者負担上限月額】

区分	世帯の収入状況	ホームヘルプ・通所サービス		グループホーム	療養介護施設入所 (20歳以上)	療養介護施設入所 (18・19歳)	療養介護サービス (医療)	
		障がい者	障がい児				所得額80万円未満	所得額80万円以上
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	所得額80万円未満	15,000円
							所得額80万円以上	24,600円
一般1	障がい者： 市町村民税課税世帯 で所得割16万円未満 障がい児： 市町村民税課税世帯 で所得割28万円未満	9,300円	4,600円	37,200円	37,200円	9,300円 (所得割 28万円 未満)	40,200円	
一般2	その他の世帯	37,200円	37,200円					

○ 障がい福祉サービスの負担上限月額は、世帯の市町村民税状況により設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

○ 世帯の範囲は、利用者の年齢によって異なります。

- ・ 18歳以上の場合（障がい者）・・・本人と配偶者のみ
- ・ 18歳未満の場合（障がい児）・・・住民基本台帳での世帯全員
- ・ 18・19歳の施設入所支援利用者・・・保護者の属する住民基本台帳での世帯

- ※2 同じ世帯の中で複数の方がサービスを利用しても、利用者負担上限月額と同じです。
 同じ世帯（18歳以上の場合は本人と配偶者、18歳未満の場合は住民基本台帳での世帯）の中で障がい福祉サービスを利用している方が複数いる場合や、一緒に介護保険のサービスを利用した場合で、利用者負担の合計が上限月額を超えたときは申請により、超えた額が払い戻されます。
 利用者負担上限月額が「0円」の方は、高額障がい福祉サービス費は支給されません。また、一般1の方で利用者負担上限月額が「9,300円」の方の高額障がい福祉サービス算定の際の基準額は、「37,200円」になります。
- ※3 療養介護サービスを利用する場合、市町村民税が非課税の方は医療型個別減免があります。療養介護サービスを利用する方は、年齢及び収入に応じて障がい福祉サービス費、医療費及び食事療養費の負担上限月額の設定があります。
- ※4 通所サービスを利用される場合、食費の軽減措置があります。
 生活保護、低所得及び一般1の区分の方は、食材料費のみの負担となります。なお、食材料費は施設ごとに額が設定されています。
- ※5 グループホームを利用される場合、家賃の一部を助成します。
 生活保護及び低所得者の区分の方は、月額1万円を上限として家賃の一部の助成があります。家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額の助成があります。
- ※6 入所施設を利用される場合、食費・光熱水費の軽減措置があります。
 20歳以上で生活保護及び低所得の区分の方は、年齢及び収入に応じて、食費・光熱水費の軽減措置として、補足給付（特定障害者特別給付費）の支給があります。
 18、19歳の方（全区分）は食費・光熱水費の軽減措置として、補足給付（特定障害者特別給付費）の支給があります。

■利用者負担上限月額の認定等を受ける際に必要となる書類

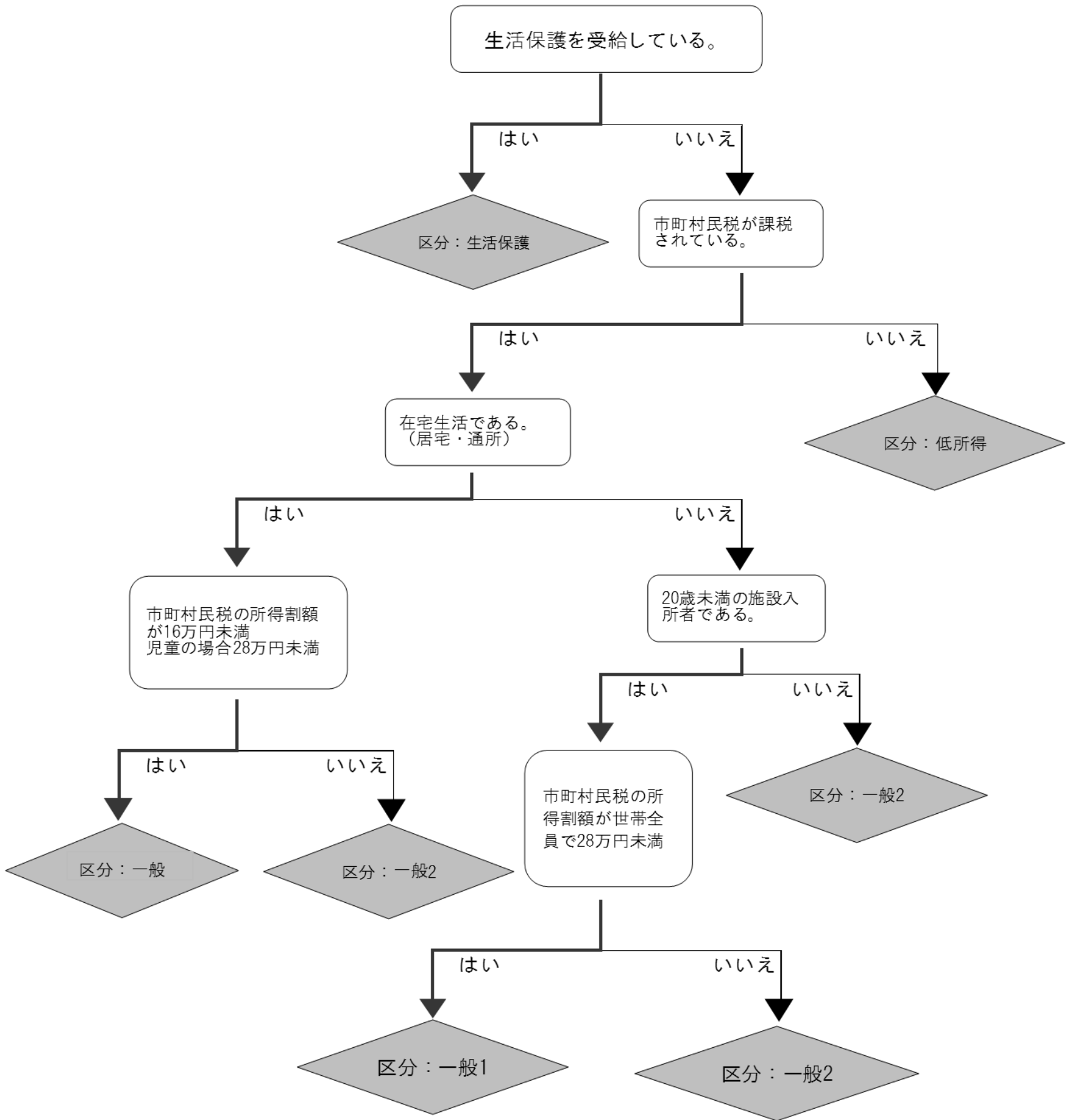
世帯の収入状況	ホームヘルプ・通所サービス		グループホーム ※7	施設入所 (20歳以上)	施設入所 (18・19歳)	療養介護サービス ※8
	障がい者	障がい児				
①利用者負担額認定等申請書（様式1号）	○	○	○	○	○	○
②世帯状況・収入申告書（様式27号）	/	/	/	○※9	○※9	○※9
③工賃等証明書（施設が発行する証明書等）	/	/	/	○	○	○
④本人の年金額がわかる書類の写し	/	/	/	○	/	○
⑤本人の健康保険証の写し	/	/	/	/	/	○

- ※7 グループホームの家賃の助成を受ける際は、共同生活住居契約家賃額証明書が必要になります。
- ※8 療養介護サービスは、限度額適用・標準負担額認定証をお持ちの方はその写しが必要になります。
- ※9 証明する書類も添付してください。

■新高額障害福祉サービス費

平成30年4月以降の介護保険サービスご利用分について、特定の条件を満たした方は、申請により介護保険サービスの自己負担分が払い戻されます。詳しくは障がい福祉課へお尋ねください。

【負担上限月額区分早見表】



※所得割額は、利用者本人及び配偶者の所得の状況。児童の場合は、保護者の属する世帯全員の所得の状況で認定されます。

例1) 一般1 (9,300円) に該当する方が

1カ月に100,000円分の障がい福祉サービスを受けた場合、負担上限月額が9,300円、障がい福祉サービスの1割は10,000円となりますので、この利用者は9,300円を利用事業者に支払うことになります。

例2) 一般1 (9,300円) に該当する方が

1カ月に50,000円分の障がい福祉サービスを受けた場合、負担上限月額が9,300円、障がい福祉サービスの1割は5,000円となりますので、この利用者は5,000円を利用事業者に支払うことになります。

障がい福祉サービスを受けるまでの流れ

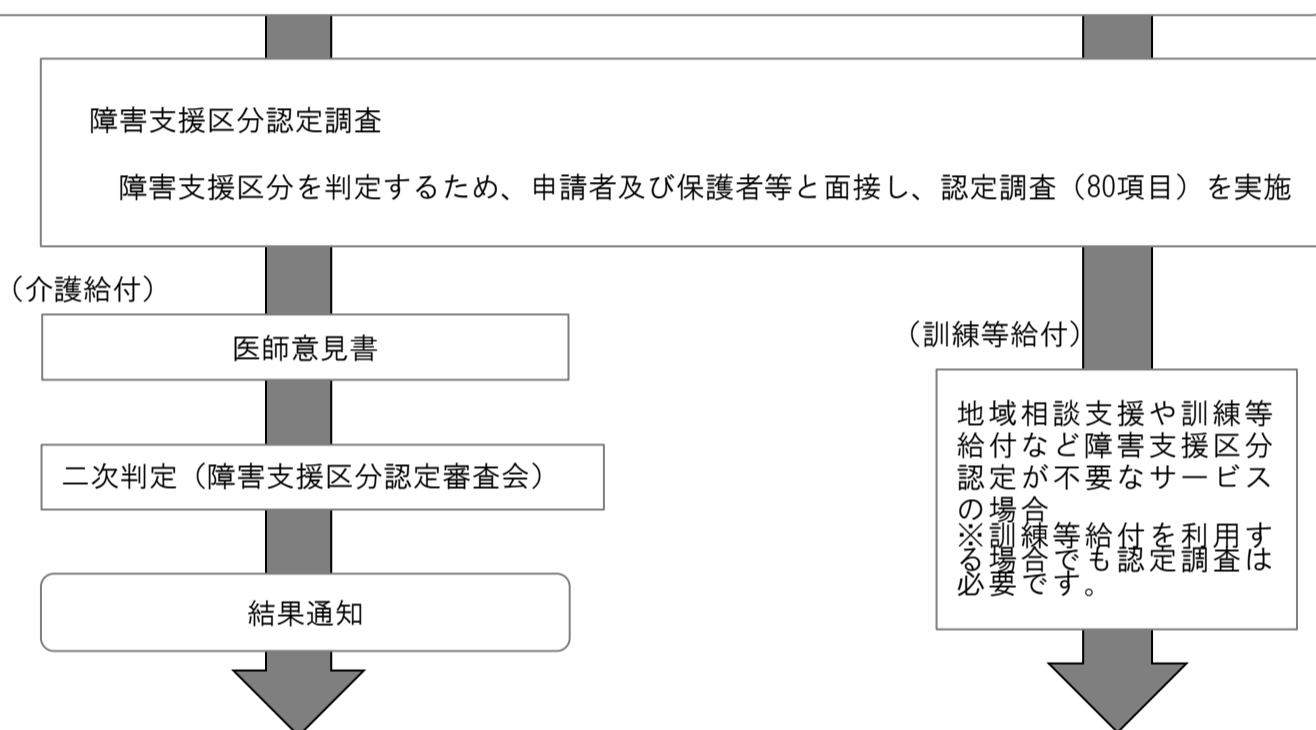
◆障がい福祉サービスを受けるためには、サービスの種類や支給量が定められた「受給者証」の交付手続きが必要です。

①相談

受きたいサービスや生活での困りごとがある場合は、相談支援事業所や指定特定相談支援事業者にご相談してください。障がい福祉サービスの利用が必要とされる場合は、市に申請をします。

②申請

市は申請内容を確認し、必要に応じて区分認定調査員が本人の心身の状況や生活環境などについて聞き取り調査をする障害支援区分認定調査を行ないます。



③サービス等利用計画案の作成

指定特定相談支援事業者と契約を結び、サービス等利用計画案の作成を依頼します。相談支援専門員がアセスメントの状況を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせや支援の方針等を取り決めた「サービス等利用計画案」を市に提出します。

④決定・交付

サービス等利用計画案や申請内容等を参考に、サービスの種類や支給量、モニタリング期間等が決定され、受給者証が交付されます。

⑤事業者と契約

利用するサービス事業者と契約を結びます。

⑥サービスの利用開始

契約に基づき、サービスの利用を開始します。事業所では、専門員が作成したサービス等利用計画に基づきサービスが提供されます。

⑦モニタリング

相談支援専門員が、定期的に環境の変化やサービスの提供状況などを検証するためのモニタリングを行い、必要に応じて、申請の変更を行ないます。